

令和 7 年 7 月 31 日
東 海 北 陸 厚 生 局

指定訪問看護事業者の指定の取消相当について

標記について、東海北陸厚生局長は指定訪問看護事業者に対して以下のとおり対応することを決定しましたのでお知らせいたします。

1 内容

指定訪問看護事業者の指定の取消相当

- ① 事業所 訪問看護ステーションMGK24（令和7年2月28日廃止）
- ② ステーションコード 149, 054, 9
- ③ 事業所所在地 愛知県名古屋市緑区鎌倉台1-211 1階
- ④ 事業者 株式会社恵 代表取締役 中出 了輔
- ⑤ 事業者所在地 東京都港区芝浦三丁目17番11号308号室
- ⑥ 指定取消相当月日 令和7年8月1日

※ 訪問看護ステーションMGK24は、令和7年2月28日付けで廃止となっていることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消処分と同等の取扱いをするものです。

2 監査を行うに至った経緯

- (1) 令和5年11月、当該ステーションの元従事者の看護師から当局指導監査課に対し、次のとおり情報提供があった。
 - ① 実際に訪問看護を実施した時間とは異なる時間に訪問看護を実施したものとして訪問看護記録を作成している。
 - ② 当該ステーションからの依頼で医師に訪問看護指示書を書いてもらうことがあった。
- (2) 令和6年3月、個別指導を実施したところ、次の理由により関係書類の精査をする必要が生じたため、個別指導を中断した。
 - ① 訪問看護実施のために利用した高速道路の領収書に表示された時刻が、訪問看護記録書に記載された指定訪問看護を行った時間に含まれており、訪問看護記録書に記載された時間について疑義が認められた。
 - ② 訪問看護指示書に記載された交付日と医科の診療報酬明細書における訪問看護指示料の算定日が相違しており、訪問看護指示書が交付される前に訪問看護を実施している疑義が認められた。

- (3) 個別指導中断後、訪問看護記録書及び訪問看護実施のための往路復路に利用した高速道路の領収書を突合したところ、高速道路の料金所で料金を支払った時刻に訪問看護を実施したものとして訪問看護記録書が作成されている事例が複数確認された。

また、訪問看護指示書、訪問看護療養費明細書及び当該ステーションから保険医療機関へ送付された「訪問看護指示書発行のお願い」を精査したところ、主治医から訪問看護指示書が交付される前に訪問看護療養費が請求されている事例が確認された。

これらのことから、訪問看護療養費の請求に関して不正又は著しい不当が強く疑われたため、個別指導を再開せず、令和6年5月20日付け通知により中止し、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、同年5月31日から令和7年2月26日まで計10日間の監査を実施した。

3 対応の主な理由

監査において判明した対応の理由となる主な事実は以下のとおりです。

- ① 実際に行った指定訪問看護を金額が高い別の指定訪問看護に振り替えて、訪問看護療養費を不正に請求していた。

主治医から短時間訪問の必要性ありとして交付を受けた精神科訪問看護指示書に基づき実施した指定訪問看護について、精神科訪問看護基本療養費Ⅲ（保健師、看護師又は作業療法士による場合、同一日に3人以上、週3日まで30分未満の場合）で請求すべきところ、訪問看護基本療養費Ⅱ（保健師、助産師又は看護師による場合（ハを除く。）、同一日に3人以上、週3日まで）として不正に請求していた。

- ② 実際には指定訪問看護を行っていない時間に指定訪問看護を行ったものとして、訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費の夜間・早朝訪問看護加算を不正に請求していた。

- ③ 指定訪問看護の提供に際し、主治の医師による指示を文書で受けていないにもかかわらず、指示を受けているものとして指定訪問看護を行い、訪問看護療養費を不正に請求していた。

4 不正請求金額

監査において判明した不正請求金額は、監査で使用した令和3年8月分から令和6年4月分までの訪問看護療養費明細書のうち以下のとおりです。

不正請求 21名 63件 495,817円

5 再指定

原則として、指定の取消相当年月日から5年間は指定訪問看護事業者の再指定は行わない。